

(作成日：令和 4 年 10 月 7 日)  
(最終更新日：令和 7 年 4 月 1 日)

## ニュージーランド向け輸出水産食品の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、ニュージーランド向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認等に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水産食品：別添 1 に記載された食用水産動物（生きている水産動物を除く。）及びそれらの加工品
- (2) 第三国加工の水産食品：水産食品のうち、日本及びニュージーランド以外の国及び地域の施設において加工し、日本国内で加工せず保管のみを行うもの。
- (3) 認定施設：ニュージーランド向け輸出水産食品を最終加工（単なる保管を除く。本要綱において同じ。）する施設であって、本要綱に基づき認定された施設
- (4) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (5) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (6) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局
- (7) 証明書：ニュージーランド向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (8) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (9) 輸出者：ニュージーランドに向けて水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (10) 証明書発行機関：北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（本要綱において「地方農政局等」と総称する。）並びに規制対策グループ

### 3 施設の認定手続等

#### (1) 認定施設の要件

認定施設は、別添 2 の（1）～（15）に分類される水産食品を加工する施設の

うち、次のいずれかに該当する施設とする。

ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 55 条に基づく営業許可を有し、又は法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設であること。

イ 条例等による食品製造加工等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設であること。

## （2）ニュージーランド向け輸出水産食品の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式 1 の申請書を、（1）の要件を確認するために必要な書類（（1）のア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、ウについては食品衛生監視票の写し等）を添付し、手数料の納付とともに、別表 1 の申請先に申請すること。

イ 地方農政局等は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設については、別紙様式 2 の報告を規制対策グループに提出すること。

ウ 規制対策グループは、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設に対して、また、イによる報告の提出があったときは、報告に係る施設に対して、それぞれ認定番号を付与し、食品監視安全課及び地方農政局等に対して、認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局に、アの提出を受けた地方農政局等及び規制対策グループは、施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。

エ 規制対策グループは、農林水産省のホームページ上で認定施設リストを公表し、当該リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。

## （3）認定施設に関する認定事項の変更等

ア 認定施設責任者は、認定事項（施設名称、所在地等の別紙様式 1 の申請書の記載事項をいう。）の変更があるときは、別紙様式 3 の申請書を、変更内容が確認できる書類を添付し、別表 1 の申請先に提出すること。

イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式 4 の認定廃止願を、別表 1 の申請先に提出すること。

ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、（2）イからエまでに準じて行う。

## （4）認定施設の確認

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する又はその他重大な問題が認められた場合には、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、規制対策グループに連絡を行う。

イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、別表 1 の報告先に内容を報告すること。

ウ 地方農政局等は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設における（１）に規定する要件への適合有無を確認し、当該内容等を規制対策グループに連絡すること。

（５）認定の取消し等

ア 規制対策グループは、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

- ① （４）の確認の結果、（１）の要件に適合しなくなつたと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによつてもなお改善されないとき。
- ② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。
- ③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。
- ④ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、（２）イからエまでに準じて行う。

４ 日本国内で加工する水産食品に係る証明書の発行手続

（１）日本国内で加工する水産食品に係る証明書の発行要件

証明書の発行は、ニュージーランド向けに輸出しようとする水産食品が、別添２に基づき衛生証明書の添付が必要な水産食品に該当し、３（１）の規定により認定された施設で最終加工されたもので、次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

なお、証明書発行機関は、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア 出港前の貨物であること。

イ 別紙様式５－１と添付書類の内容が合致していること。

（２）日本国内で加工する水産食品に係る証明書の発行手続等

ア 輸出者は、ニュージーランド向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式５－１に以下の①から⑦までの書類等を添付して、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、別表１の申請先に申請すること。なお、③を申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式５－１（１荷口の詳細）の内容が確認できるもののみの提出でよい。

生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合は、手続を円滑に行うため、事前に申請先に相談するなど連携を図ること。

なお、電子メールによる申請を行う場合は、別添３によること。

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し
- ④ 最終加工施設が、一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書

類（営業許可証、営業届等）の写し

※ 同一の輸出者が同一の認定施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式５－１への記載により添付を省略することができることとする。

⑤ 魚種や加工工程等が明らかとなる関係書類の写し

※別添２に掲げる水産食品区分のうち、該当する区分の衛生要件を満たすことが確認できる書類

⑥ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

⑦ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

※ 別紙様式５－１のコンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は、空欄の状態で提出可能とするが、証明書発行日までに、別紙様式５－２を提出すること。

イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（１）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、速やかに別紙様式６の様式により証明書原本を交付する。

ウ 証明書発行機関は、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から３年間保存する。

### （３）日本国内で加工する水産食品に係る証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式７の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式７の取消願とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

### （４）日本国内で加工する水産食品に係る証明書の発行停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができるほか、地方農政局等は、規制対策グループと協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じて食品監視安全課の意見を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断

されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

## 5 第三国加工の水産食品に係る証明書の発行手続

### (1) 第三国加工の水産食品に係る証明書の発行要件

第三国加工の水産食品が、別添 2 で証明書の添付が必要な水産食品に該当し、ニュージーランドに向けて輸出される水産食品を加工する施設として第三国の主管当局より認定をされた施設で最終加工されたもので、次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

なお、規制対策グループは、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア 出港前の貨物であること。

イ 別紙様式 8-1 と添付書類の内容が合致していること。

### (2) 第三国加工の水産食品に係る証明書の発行手続等

ア 輸出者は、第三国加工の水産食品について、ニュージーランド向けに輸出を行うごとに、別紙様式 8-1 に以下の①から⑧までの書類等を添付して、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、規制対策グループに提出すること。別紙様式 9-1 については、メールにて申請する場合であっても、郵送にて提出するものとする。なお、③を申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 8-1 の内容が確認できるもののみの提出でよい。

生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合は、手続を円滑に行うため、事前に申請先に相談するなど連携を図ること。

なお、電子メールによる申請を行う場合は、別添 3 によること。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 船荷証券 (BL) 又は航空貨物運送状 (AWB) の写し

④ 第三国の加工施設責任者によって記載及び署名がなされた別紙様式 9-1

⑤ 加工施設が第三国の主管当局の認定を受けていることを示す関係書類

⑥ 魚種や加工工程等が明らかとなる関係書類の写し

※ 別添 2 に掲げる水産食品区分のうち、該当する輸出品目の衛生要件を満たすことが確認できる書類

⑦ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

⑧ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

※ 別紙様式 8-1 のコンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は、空欄の状態で提出可能とするが、証明書発行日までに、別紙様式 8-2 を提出すること。

イ 規制対策グループは、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により (1) の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められ

るときは、速やかに別紙様式 9 に必要事項を記入し、公印を押印した証明書原本を交付する。

ウ 規制対策グループは、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 規制対策グループは、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から 3 年間保存する。

### (3) 第三国加工の水産食品に係る証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式 10 の取消願を、規制対策グループに提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式 10 の取消願とともに、規制対策グループに返却すること。この場合において、規制対策グループは、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

### (4) 第三国加工の水産食品に係る証明書の発行停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

## 6 その他

### (1) 証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難なときは、証明書発行申請前にニュージーランド政府に確認をすること。

### (2) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、ニュージーランドの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、ニュージーランド向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、ニュージーランド向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

### (3) 違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループは、ニュージーランドの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をニュージーランド政府から受けるなど、ニュージーランド向け輸出水産食品に問題が発生したときは、食品監視安全課及び地方農政局等に連絡するとともに、輸出者及び認定施設への原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採

るものとする。

この場合において、問題点が改善されたと判断したときは、規制対策グループは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ食品監視安全課に対し協力を求めるものとする。

#### (4) ニュージーランド政府との協議

ア 規制対策グループは、(3)に定めるもののほか、ニュージーランド政府からの連絡等があったときは、ニュージーランド側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

イ 日本からニュージーランドへの輸出が認められていない品目（別添2のいずれの要件にも該当しない品目）の輸出を希望する場合は、ニュージーランド政府との協議が必要であることから、あらかじめ規制対策グループに相談すること。規制対策グループは、関係部局と連携し、必要に応じてニュージーランド側と協議するものとする。

#### (参考) ニュージーランドへの輸出に際して特別な要件が必要となる水産食品

(ア) 「みなみまぐろ」：以下のいずれかの条件を満たしていること。

- ① みなみまぐろ保存委員会によって規定された漁獲証明書等が添付されていること。また、みなみまぐろの輸入には、みなみまぐろ漁獲証明書又はみなみまぐろ輸出証明書の添付が必要となる。
- ② 貨物が10kg未満であり、商用ではないこと。
- ③ 身（頭、眼、卵、鰭、鰓、鰓蓋、内臓及び尾以外の部分）が貨物に含まれないこと。

(イ) 「めろ（まじえらんあいなめ等（*Dissostichus mawsoni* 及び *Dissostichus eleginoides*））」：輸出する水産食品について、めろ漁獲証明書が発行されていること。また、めろの輸出又は再輸出の際にはめろ輸出証明書又はめろ再輸出証明書の添付が必要となる。

(別表 1)

1 施設認定申請・事項変更申請・認定廃止申請等関係

(1) 施設認定申請先(要綱3(2)ア関係)

申請先は、以下のとおりとする。

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 申請先                                        |
| 認定を受けようとする施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等又は規制対策グループ |

(2) 認定施設の認定事項変更(要綱3(3)ア関係)及び認定廃止(要綱3(3)イ関係)

申請先並びに食品衛生法に基づく監視指導を受けた際の報告先(要綱3(4)イ関係)

|                             |
|-----------------------------|
| 申請先・報告先                     |
| 1(1)の申請を行った地方農政局等又は規制対策グループ |

2 証明書発行申請先(要綱4(2)ア関係)

申請先は、以下のいずれかとする。

|                                     |
|-------------------------------------|
| 申請先                                 |
| ① 輸出者の事業所又は認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等 |
| ② 規制対策グループ                          |

3 地方農政局等一覧

| 管轄する都道府県                                 | 提出先・連絡先              |
|------------------------------------------|----------------------|
| 北海道                                      | 北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課 |
| 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県                  | 東北農政局経営・事業支援部輸出促進課   |
| 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県 | 関東農政局経営・事業支援部輸出促進課   |
| 新潟県、富山県、石川県、福井県                          | 北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課   |
| 岐阜県、愛知県、三重県                              | 東海農政局経営・事業支援部輸出促進課   |
| 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県                 | 近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課   |
| 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県      | 中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課 |
| 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県             | 九州農政局経営・事業支援部輸出促進課   |
| 沖縄県                                      | 内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課 |